

令和5年度事業報告

1. 会員数

1. 正会員： 令和6年3月31日現在 33会員
令和6年3月31日 鹿児島国際航空株式会社 会員退会
萩森興産株式会社 会員退会
2. 賛助会員： 令和6年3月31日現在 41会員

2. 理事会・総会関係

(1) 第177回理事会

令和5年5月25日 於 都道府県会館 会議室

次の議案を付議し、原案どおり決議された。

- 第1号議案 令和4年度事業報告承認に関する件
第2号議案 令和4年度財務諸表承認に関する件

(2) 第121回総会

令和5年6月15日 於 都道府県会館 会議室

次の議案を付議し、原案どおり決議された。

- 第1号議案 令和4年度事業報告に関する件
第2号議案 令和4年度財務諸表承認に関する件
第3号議案 令和5年度会費の分担及び徴収方法に関する件
第4号議案 令和5年度役員報酬の総額に関する件
第5号議案 役員の変更に関する件

(3) 第178回理事会

令和5年6月15日 於 都道府県会館 会議室

次の議案を付議し、原案どおり決議された。

- 第1号議案 会長及び常務理事の選定に関する件

(4) 第179回理事会

令和6年3月14日 於 都道府県会館 会議室

次の議案を付議し、原案どおり決議された。

- 第1号議案 令和6年度事業計画決定に関する件
第2号議案 令和6年度収支予算決定に関する件

(5) 臨時理事会

令和5年9月22日(金) 於 都道府県会館 会議室

次の議題について説明し、了承された。

- 1 監査実施団体の設立について
- 2 島田理事の理事退任について

3. 事業報告

農林水産業における航空機等（有人ヘリコプター及び産業用無人航空機（無人ヘリコプター及びマルチローター式小型無人機（以下、「マルチローター」という））の利用（薬剤、肥料、種子の散布等に利用する事業）の安全かつ効率的な推進を図ることにより、農林水産業の安定生産、生産性の向上を図り、もってわが国の食料自給率の向上、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与することを目的とし次の事業を実施した。

(1) 農林水産航空事業にかかる技術の研究・開発事業

農林水産業において航空機等を安全かつ効率的に利用することにより、生産コストの低減並びに生産の安定に寄与することを目的として、散布資機材等の適切な使用方法、散布技術等について科学的知見を踏まえた研究開発を行った。

1) 資機材等の研究開発及び普及推進

以下の新分野、新技術の研究開発及び開発された技術の事業現場における安全性、効率性等の調査研究並びに成果の普及に努めた。

- ① 病虫害防除等の新利用分野、散布技術に関すること
- ② 病虫害防除等の農業資材の効果や安全性の確保に関すること
- ③ 病虫害防除等の散布実施者の安全性の確保に関すること
- ④ 病虫害防除等の実施周辺環境の安全性の確保に関すること
- ⑤ その他、事業の普及推進のための農林水産航空技術の改善・改良に関すること

令和5年度においては、とくに以下の試験等項目について重点的に行った。

- ① 果樹・野菜類への適用拡大に向けた散布技術の開発
- ② 農林水産航空事業の普及のための試験
- ③ 航空機・無人航空機の利用拡大に係る調査

2) 令和5年度生産資材安全確保対策委託事業「スマート農業の進展に備えた農薬の評価方法の見直しに係る試験事業（ドローン）」

国の委託事業により圃場において農薬使用者への暴露量調査（身体付着量、吸入量）を実施し、総合的解析を行った。

3) 安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業「ドローン等を活用した効率的な誘殺板の散布手法に関する調査研究」（令和5年）

1) 研究の目的・達成目標

ミカンコミバエ種群の誘殺板を迅速かつ省力的に散布できるよう、ドローンや無人ヘリコプター搭載の散布機器を開発し、これを用いてミカンコミバエ種群を確実にかつ早期に防除できる飛行・防除技術を早急に確立すること。

2) 研究の内容および実施体制

①効率的に誘殺板を散布できる機器の開発

人が立ち入りにくい山間部等の地域において無人ヘリコプターを活用して迅速かつ省力的に誘殺板を散布するために必要な機器の開発・改良を行った。

（ヤマハ発動機株式会社）

②ドローン等の機器を活用した誘殺板の空中散布マニュアルの作成

前年度に作成した空中散布マニュアルをもとに、ミカンコミバエ種群の発生が見込まれる西南日本の地域にモデル地区にモデル地区を設定し、当該地区において初動防除が可能となるよう誘殺板散布マップ等の作成を行った。また、上記作業を踏まえ、散布手法を確立し、ミカンコミバエ種群の防除を行うための空中散布マニュアルの改良を行った。

（一般社団法人 農林水産航空協会）

4) 令和5年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等（食料安全保障確立対策事業費補助金のうち病害虫・雑草の防除対策の高度化事業費）

国の補助事業により、無人航空機用農薬の適用拡大に係る薬効・薬害試験および、野菜等散布液量や草型の異なる作物の散布に必要な飛行諸元の検討を行った。

（2）農林水産航空事業にかかる情報収集・提供及び組織の育成事業

農村労働力の減少と高齢化に伴い、安定的な農業生産に寄与し、病害虫防除作業等の労力の軽減を図る有効な手段である航空機等の利用が、安全かつ適切に行われるよう、地域の空中散布等実施団体、国・地方公共団体等と協力し、空中散布等に係る情報の収集・提供を行い、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与した。

1) 情報収集、提供

地域の航空防除実施団体、無人ヘリコプター協議会、その他の関係機関が開催する

研修会・検討会等に参加し、空中散布等に関連する情報の収集に努めるとともに、空中散布等をより安全に効率よく推進するため、関係機関との協力のもと情報の提供、並びに安全講習会等への講師派遣等を行い、安全対策の推進に努めた。

令和5年度においては、14県の16研修会・検討会等に参加した。

また、アグリビジネス創出フェアに出展（11月20日～22日）し、① 関連機体メーカーの機体を展示② 農林航空技術センターのテストフィールド、ドローン等を活用した散布手法に関する調査研究の展示③ 「農林業地域での無人航空機の高度利用に向けた技術開発と環境の整備」について講演した。

さらに、「しまなみ近未来フェア」に出展（令和5年2月3日）。関連機体メーカーの機体を展示し「島嶼部の樹園地における無人航空機の多目的利用システムの実現」について講演した。

なお、事業の円滑な推進のため、実施団体から産業用無人航空機利用における問題点とその対応並びに要望事項について情報収集を行なった。

2) 地域実施体制の整備

地域の空中散布等実施団体が開催する（1）の事業、さらに農薬の安全啓蒙、航空機等の安全運航・飛行等の啓蒙のための研修会・検討会及び事業計画の策定に資するための情報提供等の支援を21団体・法人に行った。

3) 国等が行う事業への協力

国及び地方自治体の行政機関の普及啓蒙に関する施策等に協力した。

農林水産省主催の5地区における植物防疫関係会議に参加し、情報の提供を行った。

（3）農林水産航空事業の安全な実施にかかる教育研修並びに機材の検定事業

空中散布等による病虫害防除等の事業が安全かつ適切に行われるよう、使用される農薬の技術情報をホームページに掲載して安全使用の啓蒙を行うとともに、安全対策推進のための資料・リーフレット等を作成して空中散布等実施団体、行政機関等に配布し、安全対策の徹底や安全運航・飛行、農薬散布等に係る危被害防止について、実施団体と協力して周辺住民等へ啓蒙を行った。

また、安全かつ適切な病虫害防除等の事業実施を確保するため、当該事業に従事する操縦士（有人ヘリコプター）、オペレーター（産業用無人航空機）等の安全運航・飛行や農薬の適正使用等の研修及び技能認定を行うとともに、当該事業に使用する機体及び散布装置の性能確認、認定を行った。

1) 安全対策の推進普及・啓蒙

- ① 安全対策推進のための資料等を作成し、道県協議会等の空中散布等実施団体に配布し、実施団体が行う危被害防止対策、公共機関・住民等への周知のための取組に対して、支援を行った。
- ア. 農林航空事業実施者のための安全対策の手引き
 - イ. 航空防除用農薬要覧 2024
 - ウ. 産業用無人ヘリコプターによる病虫害防除実施者のための安全対策マニュアル [令和 6 年版]
 - エ. 産業用無人ヘリコプターナビゲーターマニュアル (遠隔操作) [令和 6 年版]
 - オ. 産業用無人ヘリコプター利用ハンドブック 2024 年版
 - カ. 産業用マルチローター安全対策マニュアル (オペレーター・ナビゲーター) [令和 6 年版]
 - キ. 産業用マルチローター利用ハンドブック 2024 年版
- ② 無人航空機による病虫害防除に使用される農薬についての最新の農薬登録情報、安全対策の推進に係る資料等を「産業用無人航空機用農薬」サイトに掲載し、広く国民一般に病虫害防除等事業の安全対策及び農薬の安全使用の普及・啓発を行った。

2) 教育研修・認定、機材検定

空中散布等による病虫害防除等事業に従事する操縦士、オペレーター等の研修・認定等を行うとともに、防除等に必要な機体、散布装置等の登録・整備研修等を行った。

① 機体操作要員の技能研修と認定

ア. 有人ヘリコプターの操縦士、整備士等の技術確認と認定

有人ヘリコプターによる病虫害防除等事業に従事する操縦士・整備士等を対象に教育研修し、技術確認・認定を行った。当初、一般研修を4月、整備研修を5月に計画したが、新型コロナウイルス感染防止対策のため社内における研修として行った。

イ. 無人ヘリコプターオペレーターの技能研修と認定

無人ヘリコプターによる病虫害防除等事業に従事するオペレーターを養成するために、教習施設において教習を適切に修了した者に対して認定を行った。

また、オペレーターや教官の資質向上等を図るため、指導員認定会、高所飛行認定会、指導教官研修、指導員更新研修を行った。

指導教官研修、指導員更新研修は Web 方式で行った。

ウ. マルチローターオペレーター等の技能研修と認定

マルチローターによる病虫害防除等事業に従事するオペレーターを養成するために、教習施設において教習を適切に修了した者に対して認定を行った。

エ. 無人ヘリコプター教習施設の指定

無人ヘリコプターを安全かつ適正に操縦するオペレーターの養成を行うために、産業用無人ヘリコプター教習施設指定基準を定め、教習施設の指定、指導を行った。

オ. マルチローター教習施設の指定

マルチローターを安全かつ適正に操縦するオペレーターの養成を行うために、産業用マルチローター教習施設指定基準を定め、教習施設を指定、指導を行った。

② 機体・散布装置等の検定

有人ヘリコプター、産業用無人航空機（無人ヘリコプター及びマルチローター）による病虫害防除等事業に使用される機材（機体・散布装置）について、登録、整備研修を行った。

ア. 有人ヘリコプターの散布装置の認定・管理

イ. 無人ヘリコプターの機体及び散布装置の認定・管理

ウ. マルチローターの機体及び散布装置の認定・管理

エ. 無人ヘリコプター整備事業所の認定・管理

オ. マルチローター整備事業所の認定・管理

（４）農林水産航空事業にかかる試験・調査事業

農薬登録に必要な効果・薬害、残留試験等を行った。資機材の調査では農薬の物理性等の基礎調査、散布作業性調査を行った。

（５）農林水産航空業にかかる産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会並びに技術研修会

安全飛行の啓発、効率の向上かつ安全な作業の徹底を図るため、全国レベルの産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会を開催し、優秀者の表彰（農林水産大臣賞等）を行った。

併せて、当該大会に全国から多数の関係者が集まることから、技術研修会を行い安全対策の推進を図った。

1) 競技大会

第3回全国産業用無人ヘリコプター飛行技術大会は、令和5年11月10日 埼玉県熊谷市利根川総合運動公園葛和田サッカー場において開催した。

競技大会出場者は、14県、51チーム81名であった。

前後進飛行2部門（認定証取得後5年未満：Aの部、5年以上：Bの部）、

対面飛行の部で競技が行われた。

団体戦（14 県対抗）は、1 位：熊本県、2 位：愛知県、3 位：山形県、
4 位：岩手県、5 位：鹿児島県で、上位 3 県が農林水産航空協会長賞を受賞した。

2) 技術研修会

技術研修会は令和 5 年 1 1 月 9 日（木）に熊谷市で開催し、参加者は 1 8 4 名、
研修内容は以下に示したとおりであった。

研修内容は以下に示したとおりであった。

① 改正航空法の機体認証・技能証明制度

国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課

無人航空機企画調整官 櫻井一孝 氏

② JAL グループの安全の取り組みについて

日本航空株式会社 安全推進本部 航空安全研究部

エアモビリティ安全管理担当 部長 水野大介 氏

（6）航空法に基づく無人航空機に関する諸制度への対応

1) 飛行の許可・承認の代行申請

産業用無人航空機による空中散布等の実施のための国土交通大臣への飛行許可・
承認申請の代行申請等を行った。

2) 機体登録の代理申請

農水協では無人航空機登録手続きの補助を行うとともに、発行される登録記号を
台帳管理し、農水協管理機の証としての登録記号を付したステッカーを提供した。

3) 登録講習機関としての技能証明（国家ライセンス）の講習の実施

航空法第 1 3 2 条の 6 9 の規定により、無人航空機操縦者技能証明を受けようとする者に対し、無人航空機講習を実施することができる「登録講習機関」の制度が令和 4 年 1 2 月 5 日に始まった。協会は令和 4 年 1 2 月 1 9 日に国土交通省から「登録講習機関」として登録を受け、登録業務を開始した。令和 6 年 3 月 3 1 日現在、講習事務所 3 3 箇所登録を受けている。登録されている講習区分は、一等無人航空機操縦士（マルチローター）・二等無人航空機操縦士（マルチローター及びヘリコプター）である。

4) 登録検査機関としての登録

航空法第 1 3 2 条の 1 3 第 1 項の「機体認証」及び同法第 1 3 2 条の 1 6 第 1 項の「型式認証」を受けようとする無人航空機に対し、「安全基準に適合するかどうかの検査」及び「均一性基準に適合するかどうかの検査」を行うことのできる「登録検査

機関」の制度が令和4年12月5日に始まった。協会は、令和4年7月より制度の情報を収集するとともに国土交通省と打ち合わせを重ね、令和5年9月に登録検査機関の登録申請を行い、10月10日付で、無人航空機（①飛行機、②回転翼航空機（ヘリコプター）、回転翼航空機（マルチローター））の第2種機体認証の検査の能力に係る登録検査機関の登録を受けた。その後、協会は、12月6日（水）に国交省の実地検査を受け、12月11日付で登録検査事務規程が認可され、国交省のホームページの「登録検査機関 一覧」に協会が載り登録検査業務を開始した。

（7）その他

農林業、航空、農薬、機械、公衆衛生学等の学識経験者等の専門家による「農林水産航空技術企画委員会」の専門部会等を開催し、航空機等を安全かつ効率的に利用する事項について審議した。